

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3322号)

令和8年2月18日

横情審答申第3322号

令和8年2月18日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村 雅生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

令和6年10月24日港北土第2091号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「・電子メール「横浜市 公園ジム削除の依頼」（2020年5月15日）・電子メール「【対応のお願い】特定公園」（2020年5月16日）・電子メール「特定公園について」（2021年1月23日）」の一部開示決定のうち「・電子メール「【対応のお願い】特定公園」（2020年5月16日）・電子メール「特定公園について」（2021年1月23日）」に係る部分に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「・電子メール「横浜市 公園ジム削除の依頼」（2020年5月15日）・電子メール「【対応のお願い】特定公園」（2020年5月16日）・電子メール「特定公園について」（2021年1月23日）」の一部開示決定のうち、「・電子メール「【対応のお願い】特定公園」（2020年5月16日）・電子メール「特定公園について」（2021年1月23日）」に係る部分を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和6年8月8日付で行った「・電子メール「【対応のお願い】特定公園」（2020年5月16日）・電子メール「特定公園について」（2021年1月23日）」（以下「本件審査請求文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第1号に該当するため一部を不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

個人の氏名及び電子メールアドレスは、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため、同号に該当し、不開示とした。

電子メールに記載された本文（内心の秘密に関する情報）は、返信履歴を含め、コロナ禍における公園利用についての港北土木事務所に対する意見、要望等であり、港北土木事務所に電子メールを送信した者（以下「電子メール送信者」という。）の個人の考え方や感情などの内心の情報が記載されている。そのため、特定の個人を識別することができない情報であっても、個人の権利利益を害するおそれがあることから、同号に該当し、不開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 不開示とされた部分のうち電子メールの本文について不開示を取り消せ。
- (2) 他自治体等に対して今回と同様の申請をした際に個人が出したメールについては明らかに個人が特定され得るものくらいしか不開示部分が無かったこと、処分庁の送信したメールに不開示としたメールの内容が含まれていることを踏まえると、かかる内容は市情報公開条例第7条1項ア（原文ママ）に該当するといえる。よって、開示が妥当と考えている。

5 審査会の判断

(1) 公園の管理に係る事務について

横浜市では、横浜市土木事務所規程（昭和27年10月達第32号）により、道路、公園、下水道等の維持管理等に関する事務を、土木事務所において取り扱う事務として定めている。港北区内の公園に関して日々寄せられる意見・要望については、港北土木事務所が回答し、維持管理に必要な対応を迅速に実施している。

(2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、特定公園について、令和2年5月16日及び令和3年1月23日に港北土木事務所宛てに送信された電子メールである。

実施機関は、本件審査請求文書のうち、個人の氏名、電子メールアドレス及び電子メールに記載された本文を、条例第7条第2項第1号に該当するため不開示としている。このうち、審査請求人は電子メールに記載された本文の開示を求めているため、当審査会は、本件審査請求文書を見分した上で、以下検討する。

なお、令和2年5月15日に港北土木事務所から送信した電子メールについては、個人の氏名以外は開示されているため、本件審査請求の対象ではない。

(3) 条例第7条第2項第1号の該当性について

ア 条例第7条第2項第1号本文は、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」について、開示しないことができると規定している。

ただし、本号ただし書では、「ア 法令若しくは条例・・・の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情

報、ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報はその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」について、開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 本件審査請求文書のうち電子メールに記載された本文には、特定公園に関する電子メール送信者の見解、港北土木事務所への要望等が具体的に記載されている。これらの情報は、電子メール送信者の人格と密接に関連する情報であり、通常他人に知られたくないものであることから、公にすることにより電子メール送信者の権利利益を害するおそれがあると認められるため、本号本文に該当する。

審査請求人は、実施機関の職員が送信した電子メールに本件処分で不開示とした電子メールの内容が含まれていることを踏まえて、本号ただし書アに該当すると主張していると解される。しかし、実施機関の職員が送信した電子メールに、本件処分で不開示とした部分の要旨が含まれていたとしても、開示された部分は電子メール送信者の送信した文言と同一ではなく、このことから直ちに当該情報が公にされているとまではいえない。よって、当該情報は法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえないため、本号ただし書アに該当せず、本号ただし書イ及びウにも該当しない。

なお、審査請求人は、他の自治体の事例を踏まえ、開示することが妥当と主張していると解されるが、電子メールに記載された本文が本号本文に該当することは上記のとおりであって、この主張は認められない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を一部開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 村上裕章、委員 嘉藤亮、委員 齋藤宙也

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 6 年 10 月 24 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 7 年 12 月 22 日 (第464回第二部会)	・ 審議
令 和 8 年 1 月 26 日 (第465回第二部会)	・ 審議